

# 整備行為費用等申告書

令和〇年 ▲▲月 △△日

(申告先)  
横浜市 長

協議書と同じ申請者の住所・氏名

(申請者) ※協議申請者に限る  
住所 横浜市■■■区〇〇一丁目2-3

氏名 横浜 太郎

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

狭あい道路拡幅整備に係る整備行為に要した費用等について、横浜市施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」といいます。）と道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「改正規則」といいます。）の規定により、次のとおり申告します。

後退用地の地名地番

領収書の額を記入  
(複数枚ある場合はそれらの合計の額)

申請地の所在及び地番	横浜市 ■■■ 区 〇〇三丁目 456 番 7
整備行為に要した費用を含む支払額の合計	¥〇〇〇,〇〇〇円
奨励金の対象となる電柱の移設	<input checked="" type="checkbox"/> あり ( 1 本) <input type="checkbox"/> なし

(注意) この申告書に必要書類を添付

道路後退線より敷地側に移設した電柱の有無を✓、ありの場合は対象となる電柱の数を記入

(整備促進助成金交付決定) 整備促進助成金交付決定を受けた範囲内で整備行為に要した費用等の額（後退用地等の舗装、整備費用等から、擁壁の除去若しくは築造に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあつては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）です。